

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2025年1月15日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：タンザニア国 SHEP アプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ2
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「事業実施・支援業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書

業務名称：タンザニア国SHEPアプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ2

調達管理番号：24a00837

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025年1月15日
独立行政法人国際協力機構
国際協力調達部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：タンザニア国SHEPアプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ
2

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年4月 ～ 2029年10月

以下の契約履行期間に分けて契約書を締結することを想定しています。

第1期：2025年4月 ～ 2027年2月

第2期：2027年3月 ～ 2029年10月

なお、上記の契約履行期間の分割案は、JICAの想定ですので、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、異なった分割案を提示することを認めます。契約履行期間の分割の結果、契約履行期間が12ヶ月を超える場合は、前金払の上限額を制限します。具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を設定する予定です。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

【第1期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の20%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の20%を限度とする。

【第2期】

- 1) 第1回（契約締結後）：契約金額の15%を限度とする。
- 2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の15%を限度とする。
- 3) 第3回（契約締結後25ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

(6) 部分払いの設定¹

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

【第1期】

- 1) 2025年度（2026年2月頃）

【第2期】

- 1) 2027年度（2028年2月頃）
- 2) 2028年度（2029年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

経済開発部 農業農村開発第二グループ第四チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025年 1月 21日まで
2	企画競争説明書に対する質問	2025年 1月 22日 12時まで
3	質問への回答	2025年 1月 27日まで

¹ 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限	2025年 2月 7日 12時まで
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2025年 2月 19日まで
7	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023年7月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年4月）（2024年10月追記版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

以下に掲げる者については、競争への参加を認めません。

「タンザニア国 SHEP アプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ2 詳細計画策定調査（評価分析）」（調達管理番号：24a00060）の受注者（中央開発株式会社）及び同業務の業務従事者

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

5. 企画競争説明書に対する質問

(1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/ZeNWWDNNsE>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

(2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

1) プロポーザル・見積書

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。

- ② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。
本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00837_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。
- ③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica. go. jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。
- ④ 別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いします）。
- ⑤ 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica. go. jpへ送付願います。

（3）提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)
(ただし、パスワードを除く)

（4）提出書類

- 1) プロポーザル・見積書
- 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合）

7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプ

ロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

(1) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限日までの質問・回答にて明確にします。

プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。

1. 企画・提案を求める水準

- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が相手国実施機関と討議議事録（以下、「R/D」）で設定したプロジェクトの目標、成果、主な活動に対して、効果的かつ効率的な実施方法及び作業工程を考案し、プロポーザルにて提案してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- ▶ 本業務において、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.（2）「2）業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書（案）を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書（案）での該当条項
1	対象 20 地方自治体（LGA）において SHEP アプローチを普及展開する上で想定される課題・留意点を挙げ、各課題に対する技術移転のアプローチを詳細にご提示ください。	第4条2（1）②成果2に関わる活動
2	県—普及員—農家に至る SHEP アプローチ	第3条2（1）

	普及活動のモニタリングを通じた課題の洗い出しや継続的な改善がプロジェクト終了後も持続的に行われるために、既存の普及体制に沿って、プロジェクト期間内にどのような仕組みの構築や仕掛けが考えられるかご提案ください。	
3	SHEP 実践による収入向上等のデータ収集について、データ収集対象者数、抽出方法、対象者（農家個人か、農家グループか）、データ収集及び分析の主体（各県ファシリテーションチーム（DFT）、SHEP タスクフォース ² 、SHEP デスク ³ ）、についてご提案ください。	第3条2（6）
4	活動2-3の研修日程及び研修内容案をご提案ください。	第4条2（1）②成果2に関わる活動

3. その他の留意点

- ▶ プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- ▶ 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ① 特殊傭人費（一般業務費）での傭上。
 - ② 直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（個人。法人に所属する個人も含む）（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③ 共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「3.競争参加資格」参照）。
- ▶ 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模

² 定義は第3条2（1）を参照。

³ 同上。

を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。

- プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、詳細計画策定調査報告書等の関連資料を参照してください。

【2】特記仕様書（案）

（契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。）

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する技術協力事業について、「第3条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第4条 業務の内容」に記載される活動の実施により、相手国政府関係機関等と協働して、期待される成果を発現し、プロジェクト目標達成に資することを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙「案件概要表」のとおり。

- ・ 詳細計画策定調査実施時期：2024年7月
- ・ RD署名：2024年9月24日

別紙「案件概要表」と本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載間の齟齬がある場合は、本紙「【2】特記仕様書（案）」の記載が優先される。

第3条 実施方針及び留意事項

1. 共通留意事項

別紙「共通留意事項」のとおり。

2. 本業務に係る実施方針及び留意事項

(1) 本事業の趣旨

本事業はタンザニアにおける SHEP アプローチ普及案件のフェーズ2である。フェーズ1では、予算拠出が予定通りの時期や金額で行われないタンザニアの現状に即して、SHEP アプローチ実践の効果が出やすい農家グループを地方自治体（LGA）が選定し、市場調査等の着手しやすく効果の見えやすい活動を優先して行うことで、普及

員の通常業務として、普及員がモチベーションを維持しながらより多くの農家グループにリーチする手法が開発された。制度面では、農業普及ガイドライン等の政府文書に SHEP アプローチに係る記載を含めるプロセスが進行中である。また、普及員が SHEP アプローチ普及を行うためのモチベーション向上の仕組みとして、SHEP 認証制度の構築に加え、各 LGA の判断により PEPMIS（公務員業績管理情報システム。公務員の業績評価に利用される。）に SHEP アプローチ普及に係る指標が取り入れられ、重点支援対象全 LGA で採用された。

フェーズ 2 では、フェーズ 1 で主にタンザニア北部州において確立された SHEP アプローチ普及手法や各 LGA の好事例を南部高原州や中央州等の新たな LGA に広め、タンザニア政府の既存の農業普及システムに定着させる。また、フェーズ 1 の課題であった、SHEP アプローチ普及に係るモニタリング及び課題の洗い出しや継続的な改善を既存の農業普及システムの中で行えるよう、SHEP デスク（SHEP アプローチ普及に係る情報の取りまとめや調整等を担い、SHEP タスクフォース（フェーズ 1 の事業実施のために結成されフェーズ 2 でも引き続き事業実施運営を担うチームで、事業終了後は解散される想定。）の機能や知見もプロジェクト終了時には SHEP デスクに移管、集約されることが想定されている。）の機能強化や事業終了後の持続的な活動実施に向けて支援する。

（2）農業省研修所（MATI）や大学における指導内容への SHEP アプローチの組み込み

本事業では、普及員になる前の段階（一般大学）及び普及員のリフレッシュ研修（園芸栽培に特化した農業省研修所（Horti Tengeru））に SHEP アプローチを組み込むことで、より多くの普及員への SHEP アプローチの浸透を図る。

フェーズ 1 では、普及員養成機関である MATI において SHEP アプローチが園芸課程のカリキュラムに取り入れ、農業栽培課程のカリキュラムにも取り入れられるよう、関係者間で調整が進められていた。2024 年 9 月に普及員養成の所管が MATI（農業省）から一般大学（教育省）に移管され、カリキュラムの改訂にも教育省が関与することとなった。MATI において取り入れられていたカリキュラムは一般大学においても引き続き使用される見込みではあるものの、今後は教育省の動きも注視しつつ、一般大学のカリキュラムへの SHEP アプローチ組み込みの活動を支援する。

MATI の 1 機関である Horti Tengeru では、フェーズ 1 に引き続き要請に応じた普及員等への SHEP アプローチ短期研修を実施予定で、予算確保ができた LGA による既存普及員へのリフレッシュ研修や、連携する他ドナーや NGO による職員研修としての利用が想定されている。本事業では Horti Tengeru の講師の能力強化や短期研修の質の向上等も支援する。

(3) SHEP 課題別研修や SHEP 国際ワークショップ、第三国研修等の効果的な活用による相乗効果の創出

本事業関係者を 2025 年度～2028 年度に 3 人/年ずつ SHEP 課題別研修（「行政官英語圏アフリカ 市場志向型農業振興 —SHEP アプローチ—（行政官）」）に派遣予定である。各年 1 人はザンジバル農業・灌漑・天然資源・畜産省から、2 人は本土農業省職員等を想定しているが、受注者は今後の SHEP 制度化、ふつう化（SHEP アプローチが組織の農業普及活動において当たり前となり、通常の農業普及サービスに SHEP アプローチが取り込まれること）に向けて効果的な研修員の人選を行う。また、特にザンジバルでは帰国研修員を中心として現地で SHEP アプローチ普及を進める想定のため、適宜事務所と連携しながらフォローアップを行う。

年に一度開催される SHEP 国際ワークショップにおいても、カウンターパート（以下、「C/P」）の出席や成果発表等の機会を C/P のモチベーション向上機会として積極的に活用する。

また、SHEP 制度化、ふつう化の進んでいるマラウイへの第三国研修を本事業期間前半で実施し、タンザニアにおいて SHEP アプローチ普及を定着させるために本事業で何を行う必要があるのか、C/P が考える機会を設定する。

(4) タンザニア食料システム強靱化プログラム（TFSRP）との連携による相乗効果の創出

TFSRP では 4,000 人の普及員（内、SHEP 研修を受ける普及員は 1,000 人を想定）を育成することが Disbursed Linked Indicator（DLI：TFSRP 資金が農業省に支出されるための達成目標）として設定されている。TFSRP における SHEP 研修内容の精査やマスタートレーナーの派遣等本事業と連携することで、タンザニア全土における SHEP アプローチ普及の相乗効果が期待される。TFSRP では、タンザニア全土の普及員に対して約 3 日間の SHEP アプローチ研修が予定されており（2025 年開始予定）、SHEP 上級レベルの認定を受けたマスタートレーナーが研修講師を担い、研修に係る調整は SHEP デスクが TFSRP 関係者と連携して行うことが想定されている。本 SHEP アプローチ研修の質を担保することで多くの普及員に SHEP アプローチを広めることができるため、積極的に TFSRP との連携を促進する。また、TFSRP による研修を受けた普及員による本事業対象地域外での活動についても、研修受講農家数や収入向上に係るデータ（農家参加型ベースライン/エンドライン調査の活用もしくは各 LGA における SHEP アプローチ効果測定に係る予算の活用を想定。第 3 条 2（6）に記載のプロジェクト主体のデータ取得は想定しない。）が適切に捕捉されるよう、

SHEP デスクを通じて各 LGA に働きかけを行う。

(5) SHEP アプローチ実施のモニタリングについて

フェーズ1では、SHEP 人数を「SHEP アプローチ研修を受けて、実際に畑で実践した農家数（成功、失敗は問わない）」と定義し各 LGA から SHEP タスクフォースへの毎月報告を義務付け、主に日本人専門家が数字の信憑性を適宜確認していた。既存の農業普及システムでは研修受講人数以上の情報は補足できないため、暫定的にプロジェクト独自にエクセル表様式を作成し、対象 LGA からその様式を提出してもらった。フェーズ2では広域展開となり専門家による細かな確認が難しくなること、案件計画時点ではエクセル表様式による報告の試行段階であったこと、また、他ドナーによる SHEP アプローチ実施等は研修人数以上の情報を入手しにくいことから、フェーズ2の PDM 上では SHEP アプローチ研修を受けた人数を指標として設定した。一方で、SHEP アプローチ実践までのモニタリング、フォローアップは重要であることから、既存の農業普及システムの中で SHEP アプローチ実践までを補足できるような仕組みを、タンザニア政府主導で進められている ARDS（農業定期データ報告システム）改訂等の動きを注視しながら SHEP デスクを中心に検討する。またそれに対する支援をプロジェクトからも提供する。あわせて、フェーズ1で実施していたプロジェクト独自のエクセル表様式を使ったモニタリング、フォローアップについても、SHEP タスクフォースや SHEP デスクによる改良を支援する。

(6) 収入向上等に係る成果の測定

フェーズ1では農家参加型ベースライン/エンドライン調査結果から収入向上等に係るデータを収集したが、対象農家の多くは記録をつける習慣がないためデータの精度が低く、能力強化には資するがデータ分析には適さない可能性が示唆された。この結果を受け、フェーズ2では、農家参加型ベースライン/エンドライン調査とは別の手法で一定程度の精度を持つデータを収集し収入向上等に係る成果を測定することで、本事業の効果を適切に把握し、タンザニア政府内で SHEP アプローチ普及の効果に係る認知度を高める。

収入向上等に係るデータ収集は、既存の農業普及体制の範囲内では人員、予算の観点から計画的、統一的な実施が難しいという判断の下、LGA における SHEP アプローチ効果測定に係る費用の予算化支援も同時並行で行いつつ、プロジェクト予算を活用

しプロジェクト主体で対象者を抽出し収入向上等の成果を測定する⁴。

(7) 行政機関による通常の普及とは異なる手法による SHEP アプローチ普及の実施

フェーズ1では、SHEP アプローチのコンセプトをわかりやすくまとめた合言葉（Anzia Sokoni, Malizia Shambani, Kwa Kipato Zaidi（市場から始めて畑で終わる。儲けをもっと得るために））が農家にとってわかりやすく、SHEP アプローチ普及に際し効果的に作用した。この成果を受けて、フェーズ1の最終年ではSHEP タスクフォースより、2025年のナネナネ祭（8月に開催される農業分野の展示会）でSHEP アプローチのコンセプトを含んだ歌のコンテストを実施することが提案された。フェーズ2では、SHEP タスクフォースと連携しながら歌のコンテストを開催する等、C/Pである行政機関を通じたSHEP アプローチの発信だけでなく、ラジオ、テレビ、SNS等農家が日常的に情報を取得するメディアを通じたSHEP アプローチの発信も並行して行うことで、SHEP アプローチのすそ野を広げ、より広範囲への普及を図る。

(8) 他の開発パートナー等との連携

フェーズ1ではUSAID やタンザニア政府事業にSHEP アプローチが取り入れられるなどの成果が見られた。フェーズ2でも引き続き、連携の好事例を紹介し、SHEP デスクや各LGAの調整機能を強化しながら他事業との連携を促進する。

(9) 市場情報の効果的な収集及び共有に向けた民間企業との連携機会の検討

フェーズ1では一部の地域において、民間企業が開発中の、農家による市場調査結果の共有や各種記録のデータ化を行うアプリがSHEP アプローチ研修等の機会を通じて農家に紹介された。本事業においても、農家によるSHEP アプローチ活動促進に資するソフト開発を行う企業で、自費で現地研修を実施する意向のある社に対しては、タンザニア政府の意向を確認の上、農家研修の共同開催を念頭に、本事業の農家研修予定を共有する等の形での連携を検討する。

第4条 業務の内容

1. 共通業務

別紙「共通業務内容」のとおり。

⁴ データ収集対象者数、抽出方法、対象者（農家個人か、農家グループか）、データ収集及び分析の主体（各DFT、SHEPタスクフォース、SHEPデスク）について、プロポーザルで提案すること。なお、データ収集に際しては、JICA経済開発部のSHEPデータ標準化検討チームとも適宜意見交換を行う可能性がある。

2. 本業務にかかる事項

(1) プロジェクトの活動に関する業務

① 成果1に関わる活動

- 活動 1-1 : SHEP アプローチを組み込める可能性のある MATI や大学のカリキュラムや短期研修コースを特定する。
- 活動 1-2 : SHEP アプローチを含むカリキュラムや短期研修コースを開発する。
- 活動 1-3 : SHEP アプローチに関連した便覧 (compendium) 等の教材を開発し、MATI や大学の既存教材に組み込む。
- 活動 1-4 : MATI や大学の教員に対して SHEP アプローチに係る ToT 研修を実施する。
- 活動 1-5 : カリキュラムや短期研修コースの実施状況をモニタリングし、必要に応じて改善する。
- 活動 1-6 : Horti Tengeru の SHEP 短期研修コースを通じて基礎レベルの SHEP 認証制度を構築する。
- 活動 1-7 : 活動 1.6. で構築された認証制度の下で基礎レベルの SHEP 認証テストを実施する。
- 活動 1-8 : 中央/州/LGA の職員向けに上級レベルの SHEP 認証テストを実施する。
- 活動 1-9 : SHEP アプローチの実践が農業普及員の通常業務であるという認識を向上させるような仕組みを構築する。
- 活動 1-10 : SHEP アプローチの実践状況を定期的にモニタリング評価する仕組みを構築する。

成果1に関わる活動に係る留意事項

- 活動 1-1 から 1-5 については、第3条2(2)に留意し、SHEP タスクフォースから情報収集し現状を確認の上進める。
- 活動 1-6 から 1-8 の SHEP 認証テスト (基礎レベル、上級レベル) について、SHEP アプローチ普及を行う LGA、州、中央レベルの人材育成やモチベーション向上を目的として行うが、特に上級レベルについては、タンザニア政府のキャパシティを考慮し、プロジェクト終了後も継続するかどうか C/P とも相談の上制度設計する。
- 活動 1-10 について、第3条2(5)に留意し、プロジェクト終了後も既存の農業普及システムの中で継続される活動に落とし込めるような仕組みを構築す

る。また、データ分析を主に担う想定 SHEP デスクに対し、分析に係る技術移転を行う。

② 成果 2 に関わる活動

活動 2-1：対象 LGA の選定方法を開発する。

活動 2-2：対象 LGA を選定する。

活動 2-3：選定した LGA の DFT と農業普及員に対し研修を実施する。

活動 2-4：対象 LGA で SHEP アプローチの普及展開計画を作成する。

活動 2-5：対象 LGA で対象農家グループを選定する。

活動 2-6：既存の TANSHEP マニュアルを利用しタンザニアの SHEP アプローチを農家に研修する。

活動 2-7：対象 LGA の中で強いコミットメントを示した LGA に対し、更なる支援を実施する。想定される活動は以下の通り。

- (a) 農家研修（栽培技術、農家収入記録付け、金融アクセス等）
- (b) 農家とステークホルダー間のマッチメイキング
- (c) LGA や農家グループ間のスタディツアー
- (d) AMCOS 設立に向けたファシリテーション
- (e) DADP 下での SHEP アプローチの導入状況に係る SHEP タスクフォース等による定期的モニタリング
- (f) 優良事例の蓄積と前フェーズで作成された TANSHEP マニュアルへの反映

成果 2 に関わる活動に係る留意事項

- 活動 2-1、2-2 について、R/D の article13 を基に検討する。選定された 20 の LGA のうち、LGA 主導による活動が進まない場合はフォローアップを行い、それでも活動が進まない場合は別のやる気ある LGA を選定する等、SHEP アプローチの広域展開に資するよう、個々の LGA に固執せず柔軟に進める。
- 活動 2-7 の「強いコミットメントを示した LGA」とは、普及展開計画に基づき農家への SHEP アプローチ研修を実施し SHEP 実施農家数の多い LGA を想定している。更なる支援を実施する対象 LGA の選定基準については C/P と事前に確認する。また、具体の支援内容を決定するにあたり、C/P の主体性を損なわない形で、他州、他 LGA への展示的要素も加味し SHEP アプローチの広域展開に資するよう留意する。

③ 成果 3 に関わる活動

活動 3-1：前フェーズで設定された SHEP デスク の職務（情報収集、調整、モニタリング評価等）を実施する。

活動 3-2：SHEP デスクの課題を特定し職務を改善する。

活動 3-3：活動 3.2.で改善された SHEP デスクの職務を実施する。

活動 3-4：TFSRP の枠組み内で SHEP アプローチ研修実施を支援する。

活動 3-5：SHEP 活動に係る連携機関を特定する。

活動 3-6：SHEP アプローチが連携機関の活動に取り込まれるよう調整する。

成果 3 に関わる活動に係る留意事項

- 活動 3-1 について、MoA が SHEP デスクの活動予算の確保に向けてすでに動いているため、タンザニア政府のオーナーシップを尊重しながら、持続性を考慮できる限りタンザニア政府予算のみで SHEP デスクの活動が行われるよう支援する。

(2) 本邦研修・招へい

本業務では、本邦研修・招へいを想定していない。

(3) その他

① 収集情報・データの提供

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。
- 調査データの取得に当たっては、文献や実施機関への照会等を通じて、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権を調査する。調査の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。
- 位置情報の取得は、可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。位置情報が含まれるデータについては次の様式に従い発注者に提出する。
 - データ格納媒体：CD-ROM（CD-ROM に格納できないデータについては提出

方法を発注者と協議)

- 位置情報の含まれるデータ形式：KML もしくは GeoJSON 形式。ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。（Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを業務完了報告書に合わせ提出）

② ベースライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

③ インパクト評価の実施

- 本業務では当該項目は適用しない。

④ C/P のキャパシティアセスメント

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑤ エンドライン調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑥ 環境社会配慮に係る調査

- 本業務では当該項目は適用しない。

⑦ ジェンダー主流化に資する活動

- 本業務では当該項目は適用しない。

第5条 報告書等

1. 報告書等

- 本業務は、各期それぞれに作成する。
- 業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。
 - 想定する数量は以下のとおり。なお、以下の数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、先方実施機関との協議等に必要な部数は別途受注者が用意する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
------	------	----	----	----

業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	1 部
ワーク・プラン	期分けした各期の現地活動 開始日から 2 か月以内	英語	電子データ	1 部
モニタリングシート	プロジェクト開始から 6 か 月ごと。	英語	電子データ	1 部
業務進捗報告書	期分けした各期の契約履行 期限（最終期間を除く）	日本語、 英語	CD-R	2 部
事業完了報告書	契約履行期限末日	日本語、 英語	CD-R	2 部

- 業務進捗報告書及び事業完了報告書は、履行期限 3 ヶ月前を目途にドラフトを作成し、発注者の確認・修正を経て、最終化する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付して、発注者に提出する。
- 受注者もしくは C/P 等第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容を含めて作成する。

(2) ワーク・プラン

以下の項目を含む内容で作成する。

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② プロジェクト実施の基本方針
- ③ プロジェクト実施の具体的方法
- ④ プロジェクト実施体制（JCC の体制等を含む）
- ⑤ PDM（指標の見直し及びベースライン設定）
- ⑥ 業務フローチャート
- ⑦ 詳細活動計画（WBS：Work Breakdown Structure 等の活用）
- ⑧ 要員計画
- ⑨ 先方実施機関便宜供与事項
- ⑩ その他必要事項

(3) モニタリングシート

発注者指定の様式に基づき作成する。

(4) 業務完了報告書（及び業務進捗報告書）

- ① プロジェクトの概要（背景・経緯・目的）
- ② 活動内容（PDMに基づいた活動のフローに沿って記述）
- ③ プロジェクト実施運営上の課題・工夫・教訓（業務実施方法、運営体制等）
- ④ プロジェクト目標の達成度
- ⑤ 上位目標の達成に向けての提言（業務完了報告書の場合）もしくは次期活動計画（業務進捗報告書の場合）

添付資料（添付資料は作成言語のままよい）

- (ア)PDM（最新版、変遷経緯）
- (イ)業務フローチャート
- (ウ)WBS等業務の進捗が確認できる資料
- (エ)人員計画（最終版）
- (オ)研修員受入れ実績
- (カ)遠隔研修・セミナー実施実績（実施した場合）
- (キ)供与機材・携行機材実績（引渡リスト含む）
- (ク)合同調整委員会議事録等
- (ケ)その他活動実績

(5) 事業完了報告書

発注者指定の様式に基づき作成する。なお、DAC評価項目に基づきカウンターパートとの共同レビューが必要となるため、計画的に作成すること。

2. 技術協力作成資料

本業務を通じて作成する以下の資料については、事前に相手国実施機関及び発注者に確認し、そのコメントを踏まえたうえで最終化し、当該資料完成時期に発注者に共有する。また、これら資料は、事業完了報告書にも添付する。

- (1)（フェーズ2において更新された場合）TANSHEP マニュアル、優良事例集

3. コンサルタント業務従事月報

業務従事期間中の業務に関し、以下の内容を含む月次の報告を作成し、発注者に提出す

る。なお、先方と文書にて合意したものについても、適宜添付の上、発注者に報告する。

- (1) 今月の進捗、来月の計画、当面の課題
- (2) 今月の業務内容の合意事項、継続検討事項
- (3) 詳細活動計画（WBS等の活用）
- (4) 活動に関する写真
- (5) 団員の渡航計画（今月、来月）

第6条 再委託

本業務では、再委託を想定していない⁵。

第7条 機材調達

受注者は、業務の実施に必要と判断される以下の機材を「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に沿って調達する。受注者は、C/Pと確認し、発注者・受注者協議の上で機材名/数量/仕様を最終的に確定する。

調達機材の想定規模は以下のとおり。

	機材名	内容	数量	機材の別	見積の取扱
1	ノートパソコン	CP用	2	事業用物品	本見積

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁵ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

案件概要表

1. 案件名 (国名)

国名：タンザニア連合共和国（タンザニア）

案件名：SHEP アプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ 2

Project for Empowerment and Promotion of Agriculture Through Use of SHEP Approach (TANSHEP2)

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

タンザニアにおいて、農業は GDP の約 4 分の 1¹ 及び総輸出額の 3 割⁶を占め、人口の約 65%⁷が従事する重要なセクターである。特に農村人口の 8 割は農業に依存して生活しているが、自給自足的で生産性・収益性が低く、生活レベルの向上と都市部との格差解消のためには、より商業的な農業への転換が必要となっている。

係る状況を踏まえ、同国政府は 2016 年に 10 年間のプログラムである「農業セクター開発プログラム フェーズ 2 (Agricultural Sector Development Programme Phase II : ASDP II)」を策定し、農業生産性と収益性の向上、商業化と付加価値向上等によって自給自足的農業から商業的農業への転換を推進している。2022 年からは上記プログラムの実施を加速化し、低迷する農業セクターの成長率を 2030 年までに 10%に引き上げるため、ビジネスとしての農業に焦点を当てた「アジェンダ 10/30」を推進している。小規模農家を中心に生産が拡大している園芸作物は農業省 (MoA) の優先作物の一つだが、農家は市場ニーズを把握せずに生産を行うことで価格低迷や収穫後のロスによる所得低下等の課題に直面している。MoA は、小規模園芸農家の所得向上と収穫後のロス削減を目指しており、県農業開発計画 (DADP) の下、地方自治体 (LGA) を通じ全国の園芸作物栽培の可能性のある地域に SHEP アプローチ⁸を普及させる計画である。

2019 年から JICA が支援した「SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」(以下、「前フェーズ」)では、同国北東部のアルーシャ州、キリマンジャロ州、タンガ州の小規模園芸農家を主な対象に SHEP アプローチを導入し、これを基に同国の現状に合わせた SHEP アプローチ導入の包括指示書となる「TANSHEP マニュアル」が作成された。具体的には、計画的予算拠出が無くとも LGA がアプローチしやすいまたは SHEP アプローチ導入の見込みが高い農家グループから SHEP アプローチを導入する手法が開発され、これを基に国の農業普及ガイドラインにも SHEP アプローチが組み込まれる

¹ [Agriculture, forestry, and fishing, value added \(% of GDP\) - Tanzania | Data \(worldbank.org\)](https://data.worldbank.org/AG.AGVS.VS.ZS?locations=ZT)

⁶ Agricultural Sector Development Programme Phase II (ASDP II)

⁷ [Microsoft Word - 2019-20_Agri_Census_Key_Findings.docx \(nbs.go.tz\)](https://nbs.go.tz/wp-content/uploads/2019/02/Microsoft-Word-2019-20-Agri-Census-Key-Findings.docx)

⁸ SHEP: Smallholder Horticulture Empowerment and Promotion。「作って売る」から「売るために作る」への意識変革を起こし、それを農家自らが実践するための農業普及手法。

等の成果が確認された。また、同国大統領府地方自治庁（PO-RALG）から LGA に対して SHEP アプローチの普及に係る指示（directive）が発出され、MoA による他のプログラム⁹ や他援助機関の活動に SHEP アプローチが含まれるよう働きかける等の活動も行われた。今後、同国政府が SHEP アプローチを全国に持続的に拡大・普及させるためには、中央政府、州政府、LGA 職員の能力強化や、対象 LGA への SHEP アプローチ導入と各 LGA での普及運営、農業普及員や農家研修を担う研修機関のカリキュラムや他援助機関等の活動への SHEP アプローチの組み込み、及びこれら実践から学んだ教訓に基づく「TANSHEP マニュアル」の更新が必要である。こうした背景を踏まえ、同国政府は本事業を我が国に要請した。

（２）当該国に対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置付け、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

「対タンザニア連合共和国 国別開発協力方針（2017 年 9 月）」では、重点分野「経済成長のけん引セクターの育成」の中で、人口 7 割以上が従事し、食料安全保障の確立及び安定した農村経済の維持を図るうえで重要である農業分野について、ASDP II の枠組みの下で支援を展開するとしている。ASDP II では、農業生産性及び収益性の向上、商業化と付加価値化が重点分野として挙げられており、本事業は、SHEP アプローチの普及体制の強化を通じて小規模農家の所得向上を図るところ、同方針に合致する。また、本事業は JICA の課題別事業戦略であるグローバル・アジェンダ「農業・農村開発（持続可能な食料システム）」の「小規模農家向け市場志向型農業の振興」にも合致するところ、我が国の対タンザニア協力方針及び JICA の課題別事業戦略と整合している。

さらに、本事業は我が国政府が主導するアフリカ開発会議（TICAD）において「稼ぐ」ための農業転換支援の一つとして打ち出した「市場志向型農業振興アプローチ（SHEP）」を具体化するとともに、SDGs 目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」及び目標 8「働きがいも経済成長も」にも貢献する。

（３）他の援助機関の対応

UNDP は「包括的成長のための園芸変革（HOTIGRO）（2022～2026 年 約 6.4 億円¹⁰）」において、園芸産業の変革を促進するため、GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）を推進し、生産、市場システム改善や小規模農家と企業体とのリンケージ強化等を行っている。

WFP は「Vijana Kilimo Biashara “Youth in Agribusiness” Project (2022～2027 年 約 24.1 億円¹¹)」では、農業バリューチェーンの強化を通じた若者の雇用創出を推進するため、農家と市場とのリンケージ構築、小規模農家のマーケティング、生産・品質管理に係る能力強化

⁹ BBT-YIA (Building a Better Tomorrow, a Youth Initiative for Agribusiness) プログラムでは、研修モジュールに SHEP アプローチが取り入れられた。

¹⁰ [Project Document Template \(undp.org\)](https://www.undp.org/project-document-template) 1ドル160.5円換算。

¹¹ WFP資料より。事業規模1500万ドル、1ドル160.5円換算。

支援等の活動を行っている。

3. 事業概要

(1) 事業目的

本事業は、タンザニア全土（成果 2 の活動については、アルーシャ州、キリマンジャロ州、タンガ州、モロゴロ州、ンジョンベ州、イリンガ州、ムベヤ州、ドドマ州、シンギダ州、マニャラ州）において、①SHEP アプローチの普及が制度化され、普及員の通常業務として実施される、②対象地域の LGA で、DADP を通じた SHEP アプローチの普及を行う県ファシリテーションチーム（DFT）の能力が強化される、③ステークホルダー、開発パートナー及び民間セクター¹²と協力して SHEP 普及が拡大される、を行うことにより、政府内における小規模農家に対する SHEP アプローチの普及体制の確立を図り、もって DADP を通じた SHEP アプローチの拡大による、対象地域の小規模農家の生計向上に寄与するもの。

(2) プロジェクトサイト／対象地域名

タンザニア全土¹³

（成果 2 の活動については、アルーシャ州（人口約 240 万人、面積約 3.8 万 km²）、キリマンジャロ州（人口約 190 万人、面積約 1.3 万 km²）、タンガ州（人口約 260 万人、面積約 2.7 万 km²）、モロゴロ州（人口約 320 万人、面積約 7.0 万 km²）、ンジョンベ州（人口約 90 万人、面積約 2.1 万 km²）、イリンガ州（人口約 120 万人、面積約 3.6 万 km²）、ムベヤ州（人口約 230 万人、面積約 3.6 万 km²）、ドドマ州（人口約 310 万人、面積約 4.1 万 km²）、シンギダ州（人口約 200 万人、面積約 4.9 万 km²）、マニャラ州（人口約 190 万人、面積約 4.5 万 km²）（園芸生産の盛んな地域が主）の対象 LGA）

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： 事業対象農家（約 24,000 戸）、対象地域の農業担当職員及び農業普及員、SHEP タスクフォースメンバー（約 30 人）¹⁴

最終受益者： タンザニア全土の小規模農家

(4) 総事業費（日本側）

5.5 億円

(5) 事業実施期間

¹² 農業関連民間企業や金融機関等を想定。

¹³ JICA安全対策措置タンザニアの安全管理部長承認地域及び外務省危険レベル2及び3への事業関係者の渡航は想定しない。

¹⁴ MoA、PO-RALG、TCDC（タンザニア協同組合開発委員会）、Horti Tengeru（園芸栽培に特化した農業省研修所）、対象州の関係者等で構成される、プロジェクトの運営を担うチーム。構成の詳細はP4に後述。

2025年4月～2029年10月を予定（計54カ月）

(6) 事業実施体制

MoA、PO-RALG

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

- ① 専門家派遣（合計約80人月）：チーフアドバイザー、SHEP普及展開計画策定支援、政府イニシアチブ支援、業務調整等
- ② 必要に応じて、研修員受け入れ：課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（SHEP）」等
- ③ 必要に応じて、プロジェクト実施に必要な機器類（パソコンや車両）調達

2) タンザニア国側

① カウンターパートの配置

- ・プロジェクト・ダイレクター（主）：MoA-DPP（政策計画局）局長
- ・プロジェクト・マネージャー（主）：MoA-DCD（作物開発局）局長
- ・プロジェクト・マネージャー（共同）：PO-RALG-DRA（地域運営局）局長
- ・プロジェクト・マネージャー（副）：MoA-DMF（マーケティング食料安全保障局）

・SHEPタスクフォース（MoA（DPP、DCD、研修計画局（DTR）、DMF、モニタリング評価局（DME））、PO-RALG（DRA及び地方政府局（DLG））、TCDC（タンザニア協同組合開発委員会）、TAHA（タンザニア園芸協会）、TPHPA（タンザニア植物衛生農薬局）、Horti Tengeru（園芸栽培に特化した農業省研修所（MATI）））、対象州の関係者。

② 事業事務所用施設、現地経費の提供

(8) 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

課題別研修「アフリカ地域市場志向型農業振興（SHEP）」への同国研修員受け入れを行っており、一部の帰国研修員はその後、国内の農業普及員向けにSHEPアプローチの展開を目的とした研修の講師を務め、SHEP実践者を養成している。今後もSHEPアプローチ関連の研修に本事業のカウンターパートを派遣し、知識の深耕を促進する。また、アフリカ地域を対象にしたSHEP国際ワークショップやSHEPアプローチの展開が進んでいる隣国への視察等の経験・知見共有の場への参加を促し、情報分析・発信力を高めると共に、オーナーシップ強化を図る予定。

また、世界銀行融資案件「タンザニア食料システム強靱化プログラム（TFSRP）」では、JICAもSHEPに係る農業普及員研修分野等での協調融資を検討中。本融資案件により農業

普及員への SHEP に関する研修実施数の拡大が見込まれ、本事業のプロジェクト目標である SHEP の普及体制強化に向けた相乗効果が期待される。

2) 他の開発協力機関等の援助活動

USAID の「Feed the Future Tanzania Kilimo Tija Activity (KTA) (2022~2027 年 約 60 億円¹⁵⁾ はイリンガ州、ンジョンベ州、モロゴロ州、ムベヤ州、ザンジバルで実施されており、特に若者にとっての園芸市場の経済機会の増加を目的に、園芸市場システムの強化や生産向上技術へのアクセス改善等の活動を行っている。前フェーズでは、KTA の作成した穀物生産ガイドラインに SHEP アプローチが取り入れられ、また、市場調査の現地研修を含む SHEP アプローチ研修を KTA のファシリテーターに対して実施した。本事業でも好事例の共有やファシリテーターの更なる育成等の連携による SHEP アプローチの更なる展開が想定される。

(9) 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

1) 環境社会配慮

① カテゴリ分類 (C)

② カテゴリ分類の根拠 本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

2) 横断的事項

特になし。

3) ジェンダー分類：

【対象外】 ■ (GI) ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件

<活動内容/分類理由>

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに資する具体的な取組や指標等の設定に至らなかったため。ただし、前フェーズで作成された TANSHEP マニュアルにはジェンダー主流化の活動が含まれており、研修参加者を男女別に集計する等の形でモニタリングを行う計画である。

(10) その他特記事項

特になし。

4. 事業の枠組み

(1) 上位目標：

DADPを通じたSHEPアプローチの拡大により、対象地域の農家の生計が向上する。

指標¹⁶及び目標値：

¹⁵ [KTA Fact Sheet-FINAL \(1\).pdf \(usaid.gov\)](#) 1ドル160.5円換算。

¹⁶ 事業開始1年後めどで実施予定の第1回合同調整委員会において指標設定時期について合意予定。

プロジェクト終了後3年以内に、

1. X%以上のLGAが、DADPを通じてSHEP関連活動を実施する。
2. X人以上の農家がDADPを通じてSHEPアプローチを導入する。
3. SHEPアプローチを導入した農家のX%以上が、農業純収入が増加したと回答する。

(2) プロジェクト目標：

DADPを通じた政府によるSHEPアプローチの実施・普及体制が強化・確立される。

指標及び目標値：

1. X%以上のLGA（全国）が、プロジェクト期間中、DADPを通じてSHEP関連活動を実施する。
2. X人以上の中央/州/LGA職員が（本事業によって）上級レベルのSHEP認証を受ける。
3. 政府、プロジェクトまたは他の援助機関によって24,000人以上の農家がSHEP研修を受ける。

(3) 成果

成果1： SHEPアプローチの普及が制度化され、農業普及員の通常業務として実施される。

成果2： 対象地域のLGAで、DADPを通じたSHEPアプローチの普及にかかるDFTの能力が強化される。

成果3： ステークホルダー、開発パートナー及び民間セクターと協力してSHEP普及が拡大される。

(4) 主な活動

- 1.1. SHEPアプローチを組み込める可能性のあるMATIや大学のカリキュラムや短期研修コースを特定する。
- 1.2. SHEPアプローチを含むカリキュラムや短期研修コースを開発する。
- 1.3. SHEPアプローチに関連した便覧（compendium）等の教材を開発し、MATIや大学の既存教材に組み込む。
- 1.4. MATIや大学の教員に対してSHEPアプローチに係るToT¹⁷研修を実施する。
- 1.5. カリキュラムや短期研修コースの実施状況をモニタリングし、必要に応じて改善する。
- 1.6. Horti TengeruのSHEP短期研修コースを通じて基礎レベルのSHEP認証制度を構築する。
- 1.7. 活動1.6.で構築された認証制度の下で基礎レベルのSHEP認証テストを実施する。
- 1.8. 中央/州/LGAの職員向けに上級レベルのSHEP認証テストを実施する。
- 1.9. SHEPアプローチの実践が農業普及員の通常業務であるという認識を向上させるよ

¹⁷ ToT(Training of Trainers)：農業普及員に対してSHEPアプローチの研修を行うトレーナーを育成する研修。

うな仕組みを構築する。

1.10. SHEPアプローチの実践状況を定期的にモニタリング評価する仕組みを構築する。

- 2.1. 対象LGAの選定方法を開発する。
- 2.2. 対象LGAを選定する。
- 2.3. 選定したLGAのDFTと農業普及員に対し研修を実施する。
- 2.4. 対象LGAでSHEPアプローチの展開計画を作成する。
- 2.5. 対象LGAで対象農家グループを選定する。
- 2.6. 既存のTANSHEPマニュアルを利用しタンザニアのSHEPアプローチを農家に研修する。
- 2.7. 対象LGAの中で強いコミットメントを示したLGAに対し、更なる支援を実施する。
想定される活動は以下の通り。
 - (a) 農家研修（栽培技術、農家収入記録付け、金融アクセス等）
 - (b) 農家とステークホルダー間のマッチメイキング
 - (c) LGAや農家グループ間のスタディツアー
 - (d) AMCOS¹⁸設立に向けたファシリテーション
 - (e) DADP下でのSHEPアプローチの導入状況の定期的モニタリング
 - (f) 優良事例の蓄積と前フェーズで作成されたTANSHEPマニュアルへの反映
- 3.1. 前フェーズで設定されたSHEPデスク¹⁹の職務（情報収集、調整、モニタリング評価等）を実施する。
- 3.2. SHEPデスクの課題を特定し職務を改善する。
- 3.3. 活動3.2.で改善されたSHEPデスクの職務を実施する。
- 3.4. TFSRPの枠組み内でSHEP研修実施を支援する。
- 3.5. SHEP活動に係る連携機関¹⁶を特定する。
- 3.6. SHEPアプローチが連携機関の活動に取り込まれるよう調整する。

5. 前提条件・外部条件

（1）前提条件

1. LGA 含む同国政府が SHEP 関連活動に資源を投入する。
2. タンザニア政府が DADP の計画・実施体制を継続する。

（2）外部条件

¹⁸ Agricultural Marketing Cooperative Society：農家により組織される公的な組合。非公式な農家集団からAMCOSになることで、融資等が受けやすくなるとされている。

¹⁹ 農業省作物開発局（DCD）内に設けられたポスト。プロジェクト期間後も時限的にSHEPアプローチ普及の推進を担うことが想定されている。

¹⁶ 他の援助機関、NGO、民間組織等が想定される。

1. 干ばつ、洪水等の自然災害がプロジェクト活動に甚大な影響を与えない。
2. DADP が各 LGA の農業開発における主要ツールでありづける。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

前フェーズでは、より多くの農業普及関係者に SHEP アプローチを浸透させるため、MATI や Horti Tengeru 等の農業研修施設での研修カリキュラムに SHEP を組み込み、農業普及員や農家、開発パートナーの SHEP 理解が進むよう体制を整備した。しかし、同体制に基づく運営はこれから実施されるため、カリキュラム通りに質が担保された研修実施や、新農業普及員養成に係る業務が MATI から大学に移行することに伴うカリキュラムの再調整や大学内での講師育成等の課題がある。同国における SHEP アプローチの定着に向け、プロジェクト終了後の持続性確保の観点から本事業でも引き続きこれら研修施設での農業普及員に対する SHEP アプローチの研修状況のフォローアップ及びフォローアップに基づく研修内容の見直しを実施することが有効と考えられる。

7. 評価結果

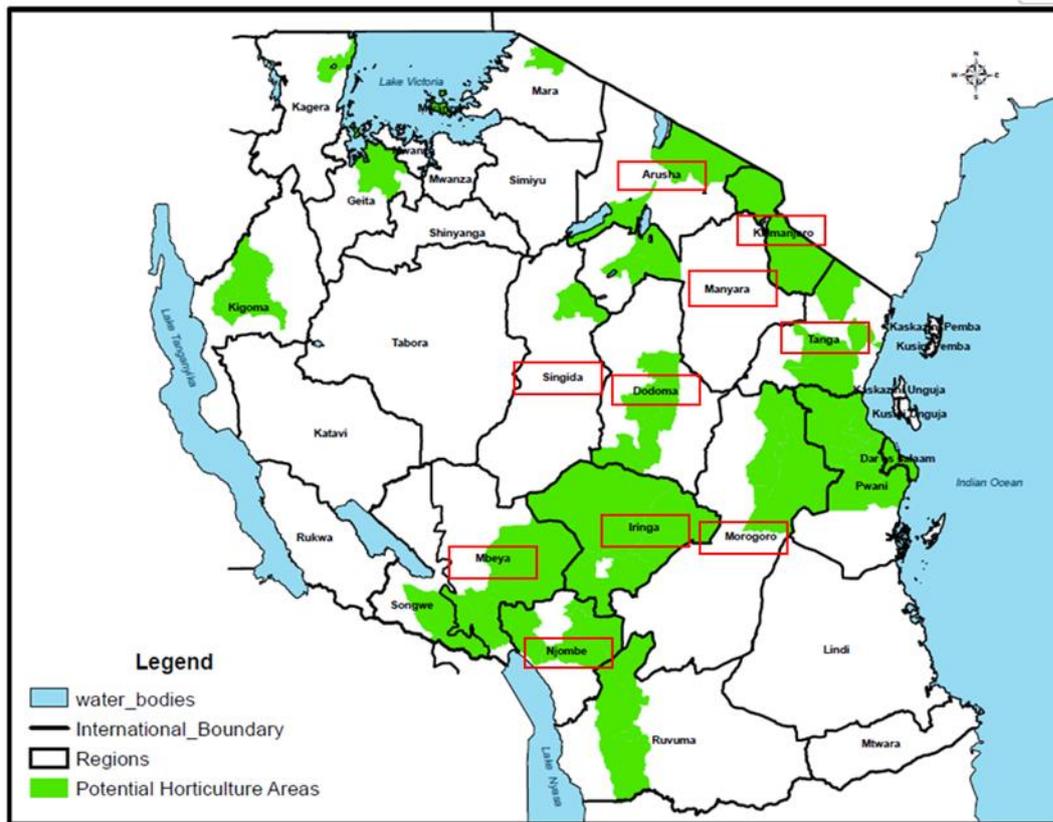
本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及び JICA の協力方針に合致し、SHEP アプローチの推進を通じて対象地域農家の所得向上に資するものであり、SDGs 目標 1「貧困をなくそう」、目標 2「飢餓をゼロに」、目標 5「ジェンダー平等を実現しよう」及び目標 8「働きがいも経済成長も」に貢献すると考えられることから、事業の実施を支援する必要性は高い。

8. 今後の評価計画

- (1) 今後の評価に用いる主な指標
4. のとおり。
- (2) 今後の評価スケジュール
事業完了 3 年後 事後評価

以上

SHEP アプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ2 地図



赤枠で囲んだ州は、成果2の対象地域。

出典：National Horticulture Development Strategy and Action Plan2021-2031¹⁷

¹⁷赤枠囲みを本事前評価表用に加筆した。

共通留意事項

1. 必須項目

(1) 討議議事録 (R/D) に基づく実施

- 本業務は、発注者と相手国政府実施機関とが、プロジェクトに関して締結した討議議事録 (R/D) に基づき実施する。

(2) C/P のオーナーシップの確保、持続可能性の確保

- 受注者は、オーナーシップの確立を十分に配慮し、C/P との協働作業を通じて、C/P がオーナーシップを持って、主体的にプロジェクト活動を実施し、C/P 自らがプロジェクトを管理・進捗させるよう工夫する。
- 受注者は、プロジェクト終了後の上位目標の達成や持続可能性の確保に向けて、上記 C/P のオーナーシップの確保と併せて、マネジメント体制の強化、人材育成、予算確保等実施体制の整備・強化を図る。

(3) プロジェクトの柔軟性の確保

- 技術協力事業では、相手国実施機関等の職員のパフォーマンスやプロジェクトを取り巻く環境の変化によって、プロジェクト活動を柔軟に変更することが必要となる。受注者は、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、開発効果の最大化を念頭に置き、プロジェクトの方向性について発注者に提言する（評価指標を含めた PDM (Project Design Matrix)、必要に応じて R/D の基本計画の変更等。変更にあたっては、受注者は案を作成し発注者に提案する）。
- 発注者は、これら提言について、遅滞なく検討し、必要な対応を行う（R/D の変更に関する相手国実施機関との協議・確認や本業務実施契約の契約変更等）。なお、プロジェクト基本計画の変更を要する場合は、受注者が R/D 変更のためのミニッツ（案）及びその添付文書をドラフトする。

(4) 開発途上国、日本、国際社会への広報

- 発注者の事業は、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的としている。このため、プロジェクトの意義、活動内容とその成果を相手国の政府関係者・国民、日本国民、他ドナー関係者等に正しくかつ広く理解してもらえよう、発注者と連携して、各種会合等における発信をはじめ工夫して効果的な広報活動に務める。

(5) 他機関/他事業との連携、開発インパクトの最大化の追求

- 発注者及び他機関の対象地域／国あるいは対象分野での関連事業（実施中のみならず実施済みの過去のプロジェクトや各種調査・研究等も含む）との連携を図り、開発効果の最大化を図る。
- 日本や国際的なリソース（政府機関、国際機関、民間等）との連携・巻き込みを検討し、開発インパクトの最大化を図る。

(6) 根拠ある評価の実施

- プロジェクトの成果検証・モニタリング及びプロジェクト内で試行する介入活動の効果検証にあたっては、定量的な指標を用いて評価を行う等、根拠（エビデンス）に基づく結果提示ができるよう留意する。

2. 選択項目

段階的な計画策定（計画フェーズ・本格実施フェーズ）

- 本業務では次のとおり、計画フェーズと本格実施フェーズに分けて実施する。
第一段階（計画フェーズ）：
本プロジェクトに関連する情報を調査・分析し、C/P との協議を通じて、プロジェクト活動の詳細計画を策定する。必要に応じ、試行的な活動を実施する。
第二段階（本格実施フェーズ）：
第一段階で策定された詳細計画に基づいて C/P と共に本格的に活動を実施する。

他の専門家との協働

- 発注者は、本契約とは別に、長期専門家及び／もしくは短期専門家を派遣予定である。受注者は、これら専門家と連携し、プロジェクト目標の達成を図ることとする。ワーク・プラン、モニタリングシート、業務進捗報告書、業務完了報告書、事業完了報告書の作成に際しては、上記専門家と協働して作成する。
- 同専門家との役割分担は、第4条「2. 本業務にかかる事項」を、同専門家の活動内容は、別添「（参考）別途派遣する専門家の業務内容」をそれ

ぞれ参照する。同専門家の活動に係る費用は発注者が別途手配する。

- 発注者は受注者の求めに応じ、同専門家への役割分担の理解を促進する。

施工時の工事安全対策に関する検討（建設・建築を伴うパイロット事業等を行う場合）

- パイロット事業等による建設工事の実施にあたっては、受注者は「ODA 建設工事安全管理ガイドンス」に沿った工事安全管理を行う。
- 具体的には、建設工事入札時は応札者（コントラクター）から安全対策プランを、工事着工時はコントラクターから安全施工プランを提出させ、その内容をレビューする。また、施工中は安全施工プランに沿った施工が行われていることを確認すると共に、これらを含む安全対策全般に係る問題点があればコントラクターに対し改善を求める。

共通業務内容

1. 業務計画書およびワーク・プランの作成／改定

- 受注者は、ワーク・プランを作成し、その内容について発注者の承認を得た上で、現地業務開始時に相手国政府関係機関に内容を説明・協議し、プロジェクトの基本方針、方法、業務工程等について合意を得る。
- なお、業務を期分けする場合には第2期以降、受注者は、期初にワーク・プランを改訂して発注者に提出する。

2. 合同調整委員会（JCC）等の開催支援

- 発注者と相手国政府実施機関は、プロジェクトの意思決定機関となる合同調整委員会（Joint Coordinating Committee）もしくはそれに類する案件進捗・調整会議（以下、「JCC」）を設置する。JCCは、1年に1度以上の頻度で、（R/Dのある場合はR/Dに規定されるメンバー構成で）開催し、年次計画及び年間予算の承認、プロジェクトの進捗確認・評価、目標の達成度の確認、プロジェクト実施上の課題への対処、必要に応じプロジェクトの計画変更等の合意形成を行う。
- 受注者は、相手国の議長（技術協力プロジェクトの場合はプロジェクトダイレクター）が JCC を円滑かつ予定どおりに開催できるよう、相手国政府実施機関が行う JCC 参加者の招集や会議開催に係る準備状況を確認して、発注者へ適宜報告する。
- 受注者は 必要に応じて JCC の運営、会議資料の準備や議事録の作成等、最低限の範囲で支援を行う。

3. 成果指標のモニタリング及びモニタリングための報告書作成

- 受注者は、プロジェクトの進捗をモニタリングするため、定期的に C/P と運営のための打ち合わせを行う。
- 受注者は、発注者及び C/P とともに事前に定めた頻度で（1年に1回以上とする）発注者所定のモニタリングのための報告書を C/P と共同で作成し、発注者に提出する。モニタリング結果を基に、必要に応じて、プロジェクトの計画の変更案を提案する。
- 受注者は、上述の報告書の提出に関わらず、プロジェクト進捗上の課題がある場合には、発注者に適宜報告・相談する。
- 受注者は、プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリン

グ、評価するための指標、及び具体的な指標データの入手手段を確認し、C/Pと成果指標のモニタリング体制を整える。

- プロジェクト終了の半年前の終了時評価調査など、プロジェクト実施期間中に発注者が調査団を派遣する際には、受注者は必要な支援を行うとともに、その基礎資料として既の実施した業務において作成した資料の整理・提供等の協力を行う。

4. 広報活動

- 受注者は、発注者ウェブサイトへの活動記事の掲載や、相手国での政府会合やドナー会合、国際的な会合の場を利用したプロジェクトの活動・成果の発信等、積極的に取り組む。
- 受注者は、各種広報媒体で使えるよう、活動に関連する写真・映像（映像は必要に応じて）を撮影し、簡単なキャプションをつけて発注者に提出する。

5. 業務完了報告書／業務進捗報告書の作成

- 受注者は、プロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、上位目標の達成に向けた提言等を含めた業務完了報告書を作成し、発注者に提出する。
- 業務実施契約を期分けする場合には、契約毎に契約期間中のプロジェクトの活動結果、プロジェクト目標の達成度、次期活動計画等を含めた業務進捗報告書を作成し発注者に提出する。
- 上記報告書の作成にあたっては、受注者は報告書案を発注者に事前に提出し承認を得た上で、相手国関係機関に説明し合意を得た後、最終版を発注者に提出する。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

類似業務：SHEP等農業普及サービスに係る各種業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下として下さい。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案して下さい。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付けの目安（2号）】

① 対象国及び類似地域：タンザニア国及びアフリカ地域

② 語学能力：英語（スワヒリ語ができるとなお良い）

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

本業務は、2025年4月～2029年10月までの期間で実施し、2025年4月～2027年2月までを第1期、2027年3月～2029年10月までを第2期と想定する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途 約 79.97 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、R/Dに記載されている専門家の専門分野に留意してください。

2) 渡航回数を目途 全47回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 現地再委託

現地再委託は想定していません。

(4) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 技術協力プロジェクト「SHEP アプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ2」に関する討議議事録 (Record of Discussions: R/D)
- 同プロジェクト協議議事録 (Minutes of Meetings: M/M)
- 同プロジェクト詳細計画策定調査報告書
- 技術協力プロジェクト「SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」Project Completion Report

2) 公開資料

- タンザニア国「SHEP アプローチを活用した県農業開発計画実施能力強化プロジェクト」事前評価表
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_1700376_1_s.pdf
- タンザニア国「SHEP アプローチを活用した農業振興プロジェクトフェーズ2」事前評価表
[Microsoft Word - 03_%oMUjh TANSHEP2 zÁf .doc](#)

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。なお、詳細については、R/Dを参照願います。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置（英語⇄スワヒリ語）	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無（ただし、フェーズ1で事業用物品として利用していたプリンター2台（Image Runner C3025i、HP LaserJet Pro MFP M426dw 各1台）及びラップトップコンピュータ（HP250G6 1台、HP250G7 3台）は利用可能）
6	Wi-Fi	無

(6) 安全管理

- 1) 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA タンザニア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

- 2) JICA 安全対策措置タンザニアの安全管理部長承認地域及び外務省危険レベル2及び3への事業関係者（プロジェクト雇用人材含む）の渡航は想定していません。仮に上記地域への事業関係者の渡航が想定される場合、渡航承認に要する期間を考慮の上早めに事業主管部へご相談ください。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

（2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積りとして提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積りにはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積りとなる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

510,244,000円（税抜）

※ 上記の金額は、下記（3）別見積りとしている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積りには含めないでください）。

※ 本見積りが上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について（該当する口にチェック）

- 本案件は、定額計上はありません。

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください（千円未満切捨て不要）。

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

(9) その他留意事項

- 1) 本事業の業務主任者、業務副主任者は1回の渡航にあたり2か月程度の比較的

長期での滞在を想定しています。

- 2) プロジェクト車両については、フェーズ1で利用していた2台に加え、追加で1台を調達中、プロジェクト開始後3か月以内をめどに納品予定です。車両関連費は計3台で計上してください。
- 3) 第2章特記仕様書第3条2(3)に記載の通り、マラウイにおける第三国研修実施費用(参加者及び同行者の出張旅費等)を計上してください。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	-	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(70)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: <u>業務主任者/〇〇</u>	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)